

沖縄県立芸術大学芸術文化研究所教授会規程

令和3年11月11日
沖芸大規程第72号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学学則(令和3年沖芸大規則第1号)第9条第6項の規定に基づき、沖縄県立芸術大学芸術文化研究所教授会(以下「教授会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、沖縄県立芸術大学芸術文化研究所(以下「研究所」という。)の研究所長並びに教授、准教授及び専任の講師をもって組織する。

(所掌事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 研究所長の推薦に関する事。
- (2) 研究所教員の採用及び昇任に関する事。
- (3) 学則第9条第4項第3号の規定に基づき、学長が定める次に掲げる事項に関する事。
 - ア 研究所予算の編成及び配分に関する事。
 - イ その他研究所の運営に関する重要な事。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究所長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究所長の求めに応じ、意見を述べる事ができる。

(会議の招集)

第4条 教授会は、研究所長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、研究所長に事故があるときは、教授会構成員のうちからあらかじめ、研究所長が指名した者がその職務を代行する。

- 2 研究所長は、教授会構成員の3分の1以上の要求があるときは、遅滞なく教授会を招集しなければならない。
- 3 教授会を招集するには、3日前までに議題を添えて教授会構成員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

(会議の定足数及び議決方法)

第5条 教授会は、教授会構成員(出張、研修、休職、休暇、その他の理由により不在が公に確認された者を除く。)の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 教授会の議事は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要と認めるときは、教授会構成員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。ただし、議決に加えることはできない。

(委員会の設置)

第7条 教授会は、必要に応じて委員会を置くことができる。

(教授会の議事録)

第8条 教授会は、議事録を備え、会議の日時、出席者、議事日程及び議決の要旨、その他必要な事項を記載する。

2 議事録は、研究所長が保管し、教授会構成員の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(教授会の庶務)

第9条 教授会の庶務は、研究所において処理する。

(教授会の運営に関するその他の事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、教授会の会議において、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則 (令和3年11月11日学長決裁)

この規程は、令和3年11月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則 (令和6年9月13日学長決裁)

この規程は、令和6年9月13日から施行し、令和6年9月13日から適用する。